

(日本共産党)

環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定からの撤退についての意見書 (案)

日米など12カ国は10月5日、国境を越えて利益を追求する多国籍企業のためのルールを定める環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定の「大筋合意」を発表した。これを受け、政府は11月25日、「総合的なTPP関連政策大綱」を決定、「大筋合意」の詳細を国民と国会に説明しないまま「国内対策」に駆け込もうとしている。

政府は、国内産業や国民生活に甚大な影響を与える悪質な譲歩を重ね、国会決議が交渉の対象にしないよう求めた農産物重要5品目 (コメ、麦、牛・豚肉、乳製品、砂糖) でも、関税分類で586品目のうちコメの加工品、牛タンや牛の内臓肉、ナチュラルチーズやバター調製品など174 (30%) もの品目で関税撤廃を約束した。重要5品目以外ではほとんどの品目が関税を廃止する。また、国会決議では「国の主権を損なうISD (投資家対国家の紛争処理) 条項には合意しない」となっていたが、日本政府は率先して賛成した。日本農業新聞 (10月28日付) は、農政モニター調査で回答者の69%が「国会決議違反」だと判断していることを報じており、農民の怒りと不安は極めて大きいものになっている。全国でも有数の農業県愛知を支える農民の多くも不安を抱えている。

また食品に関して、衛生植物検疫の日本の独自措置の排除、TPPと並行して行われている「日米2国間協議」における牛海綿状脳症 (BSE) 対策の緩和、「防カビ剤」など食品添加物の表示義務の廃止や日本では未指定の食品添加物を認めるなど、食の安全を脅かす重大な内容も明らかになってきている。

よって、国におかれては、日本の食と農業を守るため、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 いまだ隠されている日米2国間協議を含めたTPPの合意全文を直ちに公表すること
- 2 農民にも国民にも不利益をもたらす環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定から撤退すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議 長 名